

特殊詐欺事件の発生について

1 認知日

令和7年8月31日（日）

2 発生日時

令和7年6月12日（木）から令和7年8月14日（木）までの間

3 被害品

電子マネー5万5千円分

4 被害者

橋本市内居住 50代 男性

5 状況

令和7年6月12日、被害者がスマートフォンでSNSのサイトを見ていたところ、副業に関する広告が出てきたことからタップしたところ、「10億円当選おめでとうございます。」といったメッセージが送られてきました。

そして、「振り込み手数料を電子マネーで送ってください。」とのメッセージが送られてきたことから、被害者は、コンビニエンスストアで電子マネーを購入し、相手にその番号を送信しました。

その後も、相手から複数回にわたり、「延滞料」や「手数料」の名目でお金を要求され、数万円の電子マネーをコンビニエンスストアで購入し、相手にその番号を送信しました。

しかし、お金の要求が続いたことから、これ以上払えないことを伝えると「払わなければ裁判にする。」とのメッセージが送られてきたため、どうすれば良いか分からず、警察に届け出たものです。

6 その他

和歌山県警察では、

特殊詐欺被害防止専用フリーダイヤル

その話ホンマに大丈夫？かけて損なし『ちょっと確認電話』

電話番号 0120-508（これは）-878（わなや）

を開設（24時間）しています。

有名人をかたって「必ず儲かる」、「投資の仕方を教えてあげる」、見知らぬ人から「友達申請」や「必ず儲かる」、「電子マネーを買って番号を教えて」、「キャッシュカードを渡して」、「保険料を還付します」といったことを電話やメール、SNSで受ければ、すぐにちょっと確認電話にて確認してください。